

第7回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成26年1月20日（月）午後1時30分～3時30分

大手公民館大会議室

出席委員11名（欠席委員4名）

荒牧委員、西森委員、豊嶋委員、小林委員、村山委員、大沼田委員、蟻川委員、中島委員、上條委員、江原委員、岡田委員

1 開会

2 あいさつ

荒牧会長

3 会議事項（要旨）

(1) 子ども支援者（教職員）の支援について

(2) 子どもの権利の普及と学習への支援について

（会長）

子どもたちをめぐる状況は、好転しているわけではないので、松本市のように子どもの権利、子ども支援ということの基本にまちづくりをする中で、子どもたちがよりいきいきと自分らしく成長できるようなまちにしていくために委員の皆さんの知恵を出してもらえればと思います。

（事務局） 資料説明

（会長）

今日は、特に教職員の支援を議論しますが、子ども支援者の支援と言った時に、保健師さん、保育士さん、学童の指導員さん、児童館のスタッフ、民生委員・児童委員、教職員等、それぞれ子どもに関わる人の支援をどうしていくのかの対象は広い。

とりわけ、保健師、保育士、教職員の皆さんの支援をどうしていくかが課題です。

子ども支援者の支援と言った時に、保育や教育に関わるということだけでなく、生れる前後のところの保健師さんのところから、ずっと関わる人達の支援を意識して、やっていく発想で検討したい。

特に、教職員の支援をどうするかご意見を伺いたいと思います。

（委員）

あるぷキッズは、幼稚園、保育園で特別支援を必要とする子どもさんに丁寧にやっていたらいい。小学校に入学する前に、引き継ぎをやってもらっているのが、ありがたい。

転校生で、サポートする情報がない場合、そこをカバーできないのが課題です。

（会長）

あるぷキッズのように情報を継続的に共有してサポートしていくところがない子どもさんの問題はでてきます。

（委員）

あるぷキッズは、学校側から要請が来ないと動けないことがあります。学校からあるぷキッズに相談する雰囲気はありますか。

(委員)

学校では、あるぷキッズで現に見てもらおう機会を作っています。

名簿に上がってこない子どもさんについてもご意見をいただくようにしています。

(委員)

小学校に入る時に、わからなかった子どもさんはいるんですか。

(委員)

います。子どもさんの将来のことをどうしていくか、就学相談するシステムがあります。

子どもさんのことを、あるぷキッズの先生に早目に相談することが保護者にとって大切です。

転入家庭、外国籍の子どもさんを支援する方法がないのか考えています。

(会長)

相談員の人に相談する時、学校、保護者、相談員の方の3者で検討しているということですか。

(委員)

そうです。子どもさんとどう関わって、どういう支援が必要なのか理解していただく機会になっています。

(委員)

先生方が、第3者を入れてケース会議を開ける体制を整えることが重要です。

児童相談所、保健師さんが対応していて、会議が持てなかったり、情報が入ってこないことがあります。

いろいろなケースがあって、誰とどのようにコンタクトしていくのか、学校から紹介できない場合があります。

学校支援で、松本市では、信州版コミュニティスクールで、公民館を中心にした学校応援団組織を充実させていこうという動きがあります。

そういう支援の体制を進化させて、力強く連携できるようにつながっていくことが重要です。

教育委員会、学校、こども育成課と連携をどう進めるか会話がないうまくいかない。

(会長)

連携をちゃんとすることが条例を作った重要な意味の一つです。

ふさわしい人がちゃんとチームとして、関わられるような体制をとっていくことと、地域で学校を支える取組みは重要です。

(委員)

教師は、学力の向上、生活力、友達の関わりの中で、いろんなところで、子どもの向上を願って学校で仕事をしています。

今、子どもに直に関わる教職員が、何を学んで欲しいのかをスタートの一番にしないと子どもの権利が文字化だけで終わってしまうと感じています。

一人ひとりが、子どもをどう見て、関わった方がいいのか教職員の資質向上が必要です。

子どもの権利の研修会のような一人ひとりが考え直す場が必要です。

(会長)

問題は、そのような仕組み、状況整備をどうするかだと思います。

(委員)

子どもさんは、乱暴なコミュニケーションがトラブルになります。
コミュニケーションスキルについて、実践が伴うプログラムが必要です。
先生方には、実践型の研修があるですか。

(委員)

フリートーク、グループトークなどがあります。

(会長)

システム、条件整備をどのようにしていくかという問題と中味の問題、さらに取組みがきちんとできているかを検証します。

学校の問題で言えば、学校のところに課題が集中しています。

いろんなところで、学校が背負わされている部分が多くなりすぎています。

松本市は、まち全体のところでもう少し役割を果たしながら、学校の負担を軽くして、学校が本来やるべきことをやれるようにしていくことが必要です。

まち全体で子どもを育てる中での学校と言うことです。

学校応援団は重要な取組みです。

保護者や地域の人達もなんでもかんでも学校へではなく、あくまで自分のところでしていくことが必要です。

松本市は、しくみや条件整備をする中で、子ども自身が力をつけてまちづくりの主体になっていくようにします。

従来の議論は子どもさんが抜きで、大人がどうするかという議論が多かった。

松本市は、子ども自身がそこで力をつけていくというところに収れんしていくことにどうやってもっていくかが重要です。

(委員)

学校サポート事業は、組織される仕組み作りに期待しています。

地域で子どものことがなかなか伝わらない。

子どもがいきいきできるかのフォローがシステム化できれば良いと思っています。

学校応援団に保健師さんにも入ってもらうことが必要です。

NPO法人、相談救済をしている窓口など、こども育成課でこういうサポートできるという情報がわかるデータベースがあると良い。

地域が開かれて学校とかかわっていくことが大切です。

(委員)

地域で学校を支える話がありましたが、既存の組織としてPTAがあります。

PTAは、お母さんたちがなかなか参加できなく、活動が縮小しています。

地域の皆さんに動いていただいて、保護者、地域、学校が皆で子どもを支える新しい仕組みを作った方が良い。

(委員)

学校の思いと親の思いがくいちがっています。

親が何でも学校や地域に任せるだけではなく、自分自身でどうしたらいいか考えていく仕組みが必要です。

学校だけではやりきれないところがたくさんあるので、それを担う場所があって、学校と繋いでいくコーディネーターの養成が必要です。

(会長)

コーディネーターをどう養成していくかは重要です。

学校では、校長先生がコーディネーター的な役割を担わされている部分があって、いろんなことをやって、忙しくなる状況があります。

そうではなく、それぞれが関係する人がいて、コーディネートする人が、場面場面で、ふさわしい人をつないでいけるかが大切です。

(委員)

学校では、子どもと向き合う時間を大切にするために会議を減らしています。

学校支援では、教員をたくさん配置して欲しい。

(会長)

学校支援センター的なものがあるが、学校からの要請に応じて適宜、OB、OGなど必要な人材が確保できるような体制が取れば良いと思います。

(委員)

長野県は、特別支援学級の教師を増やしています。

(委員)

学校のドリルで、学習支援のサポーターが入って、丸をつけてくれると子どもの意欲が全然違います。掛け算の時、学習支援のサポーターに入ってもらえれば丁寧にできます。

(会長)

地域で、人材バンクという形で登録してもらって、教育委員会の地域コーディネーターがコーディネートしていくことがいろんな自治体でやられました。

(委員)

学びの森インフォメーションには、講師の情報が出ていますが、一元化させていません。

子育て支援のそれぞれの場で、講師を探して事業をやっています。

保育園に入る前の子どもさんのお母さんに対して、子どもの権利、親の責任など基本をコーディネートする必要があると思います。

(委員)

学校サポート事業のサポーターは、力を発揮したいキャリアのある人達がいるので、大々的に宣伝して募集して欲しい。

(委員)

貧困家庭で放課後支援が必要です。

(会長)

ホットする場所、ちょっとした食事、学習支援が連動するということをしていかないと困難な家庭のところでは、非常に厳しい状況があります。

(委員)

学校での読み聞かせ活動は、今後膨らんでいく活動だと思います。

(会長)

学校は、いい取組み、こういう方向で進んでいるということをもっと市民に知らせる手立て

が必要になってきます。

市民が子ども支援の主体になっていかないといけない。

コーディネーター的な人を派遣できるような人材養成と仕組みを作っていくことが、学校の負担をより良く解決する面からも有効です。

(会長)

子どもの権利学習パンフレットは使えましたか。

(委員)

校長講話で紹介して、各学級で取扱いました。

(委員)

学校の人権教育と絡めて良い機会になりました。

(委員)

学校で確実にやっているのが、人権啓発ポスター展、人権作文コンテストですので、こういう行事をうまく活用して条例を啓発すれば良い。

(会長)

学校で、いろんな人権の問題を取り扱っているし、いろんなことをやっています。

そのことを全体としてこういうふうになっていますよということと、子どもたち、教職員がそのことを自覚しながらやれるかどうかが重要です。

もう一つ、人権全般ではなく、子どもの権利として、自分たち自身の権利の問題として考えられるかどうかが重要です。

いのちの大切さを言っても、いのちの権利はなかなか伝わりにくい。

いじめの問題は、人権問題としてとらえていかなければ、いじめられている子どもたちが立ち直っていくことにはなりません。

法務省から政策提言の委託を受けて、どういうふう到人権啓発をするかという委員会を作ってやりましたが、小学校の人権の花運動、人権作文、人権ポスターなどをばらばらでなくて、連動させることが重要です。

法務局、教育委員会、校長先生が年1回でもいいからこういうふう位置づけて、全体をやっていきましよう話し合うと、地域、法務局、学校が結びつけられます。

子どもの権利については、教職員は教職員自身があまり学んだこともないし、どういう手法が良いのか模索している部分があるので、蓄積のある、信頼すべきNPO法人と協力しながら、教職員もいっしょに学んでいくやり方をとっているところもあります。

課題は、学校だけでなく、保育園、保健センターがやる講座とかそういうところから継続的にやっていくことが求められています。

子どもが学校に入る前の段階で、子どもの権利の学習、普及をしていくことをどこまでやれるかということが、学校での子どもの権利の普及に影響を与えます。

(委員)

子どもの権利を浸透させていくこと、根本的なことを皆でわかることのむずかしさがある。

(委員)

親、子がたくさん集まる入学式、入学説明会などの場所で、エッセンスだけでも良いので説明すると良い。

(委員)

パンフレットを学校で説明もなく家庭に持ってきたケースがあった。

(委員)

子どもの権利紙芝居を活用して欲しい。

(委員)

子どもの権利をどこでどう伝えるかきちんとコーディネートする必要があります。

特に、保育園入園前の子ども支援の場、支援者支援の場で、どこの機会でどう伝えるということを確認に仕組み、計画の中に反映されると良い。

学校の人権学習の時間に講師を呼ぶ時に、学校の要望にかなう人材などの情報が載っているデータベース、人材バンクがあれば良いと思います。

子ども自身がいのちについて知りたい時、困った時に本や図書館が力になれるという活動をしています。

いのちに関する本のセットを学校に貸して、一定期間特設してもらいます。

学校図書館、保健室にいのちの本のコーナーを常設して、そこに子どもの権利に関する情報や本を同時に設置することも良い。

図書館で従来の分類にない子どものためのいのちの本のコーナーを設けて、子どもの権利に関する情報をいっしょにのせると良い。

(会長)

子ども情報図書館をつくって、子ども関係の文献を情報発信できるものをつくった自治体があります。

松本市の学校図書館、公共図書館に子どものいのちと人権に関する本のコーナーができて、子どもが情報を入手できるというのは重要な部分です。

松本市のホームページに子ども版があり、子どもたちがそこにアクセスすれば情報が得られることを充実していくことが大切です。

(委員)

子どもの権利紙芝居を見ましたが、良かったので、是非小学校の低学年にも出張してやってもらいたい。

一つだけなので、いろいろなパターンがあれば良いと思う。

子どもの権利の中味が伝わっていないので、そういう機会を増やして欲しい。

(委員)

子どもの権利紙芝居はすばらしい。

学校の人権作文は、主張がいろいろあって良いので、子どもの権利を主張できる作文を考えたら良いと思う。

学校サポート事業は、情報を知らない住民が多いので、情報をどんどん発信して欲しい。

(会長)

道徳を教科化、心のノートの作りかえとかいろいろとされています。

道徳にしても規範意識にしても基本は人権におかないといけない。

この条例、あるいはグローバルスタンダードの子どもの権利条約に基づいて、子どもたち自身が権利意識を持っていくことが重要です。

お互いの権利を尊重しあうという人間関係をつくっていくことになった時、保護者の理解も必要です。

権利学習、権利意識をお互いに持つというのは、学力形成の基本になる部分にあたるし、子どもの主体性、自主性は、権利意識に支えられる部分があります。

それを松本市は、総合的に条例に基づいてやっていこうとしています。

その中で、子どもの権利の普及と学習への支援は大変重要です。

ある自治体では、教職員用にこういう教材でこういう時間割で、こうやったらできますよという指導集を作っています。

いくつかの資料をホームページからダウンロードできるように整備しても良い。

松本市の場合、保健センター、子育てに関わる人達、公民館関係者などの研修を進める事業もこの中に含めます。

NPO法人との連携、協力というものを進めても良い。

(委員)

中学校は11月に人権教育月間を設けて、各学校毎に人権教育を実施していますが、NPO法人等で講演、指導してくれる人がいればありがたい。

(会長)

「子どもの権利の日」の前後を子どもの権利ウィーク、あるいは権利月間にして、集中的に取り組むことが必要です。

(委員)

児童館では、子どもたちの主体性を育てるために、4月から「子ども運営委員会」という形で、子どもたちが遊びを考えて、考えを出していきます。

(会長)

子どもの権利学習は、こういうことができるということから少しずつ出発して、子どもの権利のきまりがあることが浸透していけば良いと思います。

(3) 子どもの権利に関するアンケート調査について

事務局が作成した小・中・高校生対象の子どもの権利に関するアンケート調査票について、委員から意見を聞きました。

肯定的部分について聞く項目を入れる、居場所については削るなどの意見をいただきました。